

鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムに関する規則

令和2年1月15日

法規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、鹿児島大学法文学部（以下「法文学部」という。）において開設する法曹養成連携プログラムの履修及び修了の要件について定めることを目的とする。

(プログラムの設置)

第2条 法文学部法経社会学科法学コース（以下「法学コース」という。）の学生が、法曹を目指すため、法文学部との連携に関する協定を締結した法科大学院の教育課程と一体的に接続する体系的な学修を行うことができるように、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第2項第1号に定める連携法曹基礎課程として、法曹養成連携プログラムを開設する。

(対象)

第3条 法曹養成連携プログラムは、法学コースに1年次から所属する学生を対象とする。

(履修申請)

第4条 法曹養成連携プログラムの履修を希望する学生は、1年次末又は2年次末までに、所定の申請書を指定する期日までに法文学部長に提出しなければならない。

(履修要件)

第5条 次に掲げるいずれかの要件を満たし、法科大学院への進学を志望する学生は、法曹養成連携プログラムを履修することができる。

(1) 1年次末までに申請する場合

- イ 卒業に必要な共通教育科目の単位を20単位以上修得していること。
- ロ 別表第1に掲げる科目のうち、1年次後期までに開講されたすべての科目を履修し、その2分の1以上の単位を修得していること。

(2) 2年次末までに申請する場合

- イ 卒業に必要な共通教育科目及び専門教育科目の単位を40単位以上修得していること。
- ロ 別表第1及び別表第2に掲げる科目のうち、2年次後期までに開講されたすべての科目を履修し、その3分の2以上の単位を修得していること。

(履修資格の判定)

第6条 教授会は、法曹養成連携プログラムの履修資格の有無について審議し、判定する。

(早期卒業の申請)

第7条 法曹養成連携プログラムを履修する学生は、2年次末までに、所定の手続により早

期卒業の申請を行わなければならない。ただし、早期卒業の申請に必要な要件を満たさない場合はこの限りでない。

(履修指導)

第8条 法学コースは、法曹養成連携プログラムを履修する学生に対し、法科大学院の教育課程と一貫的に接続するために必要な履修指導を行う。

2 前項の履修指導にあたっては、別表第1及び別表第2に掲げる科目を段階的かつ体系的に履修させるものとする。なお、別表第3に掲げる科目の履修を推奨する。

(修了要件)

第9条 次に掲げる法曹養成連携プログラムの修了要件を満たすことにより、これを修了したものとする。

(1)別表第1に掲げる科目をすべて修得すること。

(2)別表第2に掲げる科目のうち、「キャリア形成演習(法職入門A)」「(2単位)」、「キャリア形成演習(法職入門B)」「(2単位)」を修得し、かつ、「演習I」(2単位)を8単位以上修得すること。

(3)前2号によって修得した科目の成績の平均点が70点以上であること。

(4)法学コースの卒業に必要な単位をすべて修得すること。

(修了判定)

第10条 教授会は、法曹養成連携プログラムの修了について審議し、判定する。

第11条 法文学部長は、法曹養成連携プログラムを修了した学生に対し、修了証を交付する。

(履修の辞退)

第12条 法曹養成連携プログラムを履修する学生が、当該プログラムの履修を辞退する場合には、所定の辞退届をすみやかに法文学部長に提出する。当該学生は、辞退届の受理により履修の資格を失う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、令和3年3月16日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。令和3年度以前の入学者についてはなお従前の例による。

別表第1（第5条、第8条、第9条関係）

法律基本科目（講義）

科目名	開講期	単位
法学の基礎	1 前	2
民法総則	1 後	2
物権法Ⅰ	2 前	2
物権法Ⅱ	2 後	2
債権法Ⅰ	2 前	2
債権法Ⅱ	2 後	2
債権法Ⅲ	3 前	2
家族法	2 前	2
憲法人権Ⅰ	1 後	2
憲法人権Ⅱ	2 前	2
憲法統治	1 前	2
刑法総論Ⅰ	2 前	2
刑法総論Ⅱ	2 後	2
刑法各論Ⅰ	2 後	2
刑法各論Ⅱ	3 前	2
会社法Ⅰ	2 後	2
会社法Ⅱ	3 前	2
行政法総論Ⅰ	2 前	2
行政法総論Ⅱ	2 後	2
国家補償法	3 前	2
行政争訟法	3 前	2
民事訴訟法Ⅰ	2 後	2
民事訴訟法Ⅱ	3 前	2
刑事訴訟法Ⅰ	2 後	2
刑事訴訟法Ⅱ	3 前	2

別表第2（第5条、第8条、第9条関係）

演習科目

科目名	開講期	単位	必要単位数
キャリア形成演習（法職入門A）	2 後	2	2
キャリア形成演習（法職入門B）	3 前	2	2
演習Ⅰ（憲法）	3 前・後	2	8
演習Ⅰ（財産法）	3 前・後		
演習Ⅰ（刑法）	3 前・後		
演習Ⅰ（商法）	3 前・後		
演習Ⅰ（行政法・地方自治法）	3 前・後		
演習Ⅰ（民事手続法）	3 前・後		
演習Ⅰ（刑事訴訟法）	3 前・後		

別表第3（第8条関係）

履修推奨科目

科目名	開講期	単位
司法政策論	3 後	2
実践演習（模擬裁判）	2 前	2
実践演習（法情報論）	2 後	2